

# 鶴岡市新型コロナウイルス感染症対策本部 第46回会議

□日 時 令和3年5月7日(金)  
13:30～

□会 場 委員会室 (3階)

□出席者 別紙参照 (本部員)

---

## 次 第

### 1 開 会

### 2 挨 拶

### 3 報 告 ・ 協 議

(1) 新型コロナウイルス感染症の感染状況について

(2) 対応方針の改正について

・ 市職員の公務出張の取扱いについて

・ 市立中学校の部活動の対応について

・ 市が所管する施設における飲酒行為禁止の取扱いについて

(3) 山形県と鶴岡市の合同要請について

(4) その他

### 4 その他

### 5 閉 会

令和 3 年 5 月 7 日  
山形県新型コロナウイルス感染症に係る危機対策本部

報道関係者各位

**新型コロナウイルス感染者の確認について（第 1 5 8 3 ～ 1 5 8 8 例）**

本日（5月7日）午前10時までに、新たに6名の感染者が確認されたので、お知らせします。

第1583～1586例の詳細については、本日、午後3時30分に資料を提供します。

なお、第1587～1588例の詳細については、山形市から公表されません。

○県内累計感染者数：1, 5 8 3名

**【感染者の概要】**

第1583例：40代男性（上山市在住：第1576例関連）

第1584例：70代女性（山辺町在住：第1537例関連）

第1585例：30代男性（鶴岡市在住：過去事例との関連は調査中）

第1586例：40代女性（三川町在住：第1402例関連）

第1587例（山形市第608例目）：40代男性（山形市在住）

第1588例（山形市第609例目）：40代女性（山形市在住）

**【検査件数】**

県衛生研究所・保健所実施分：49件

陽性 4件

陰性 45件

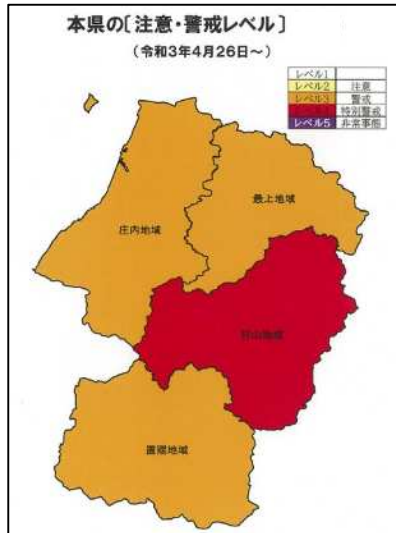
医療機関実施分：88件（5月5日）

**【問い合わせ先】**

山形県健康福祉部新型コロナワクチン接種総合企画課  
課長補佐 三浦  
TEL 023-630-2292  
報道監 健康福祉部次長 大場

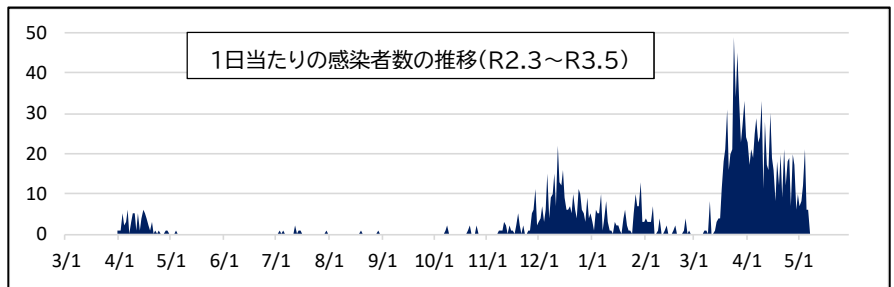
<県内における新型コロナウイルスの感染状況について>

1 県内の注意・警戒レベル、感染者数の推移 (5/7 現在)



県内の注意・警戒レベルの発出状況

期日	注意・警戒レベル	対象地域
R2.11.26	レベル3 (警戒)	県内全域
R2.12.11	レベル4 (特別警戒)	県内全域
R3.3.7	レベル3 (警戒)	県内全域
R3.3.22	レベル4 (特別警戒)	村山地域
	レベル5 (非常事態)	山形市 ※緊急事態宣言(県独自)(3/22~4/11)
R3.3.27	レベル5 (非常事態)	寒河江市 ※緊急事態宣言(県独自)(3/27~4/11)
R3.4.12	レベル4 (特別警戒)	村山地域
	レベル5 (非常事態)	山形市 ※緊急事態宣言(県独自)(4/12~4/25)
R3.4.26	レベル3 (警戒)	庄内地域、最上地域、置賜地域
	レベル4 (特別警戒)	村山地域



2 県内の市町村別の感染者数 (5/7 現在、単位:人)

<村山地域>				<庄内地域>				<最上地域>				<置賜地域>			
市町村	感染者数			市町村	感染者数			市町村	感染者数			市町村	感染者数		
	5/7	直近1週間	4月		5/7	直近1週間	4月		5/7	直近1週間	4月		5/7	直近1週間	4月
山形市	2	14	233	鶴岡市	1	22	78	新庄市	0	0	1	米沢市	0	5	10
寒河江市	0	5	46	酒田市	0	6	36	金山町	0	0	1	長井市	0	2	1
上山市	1	1	42	三川町	1	1	3	最上町	0	0	0	南陽市	0	0	3
村山市	0	0	0	庄内町	0	0	5	舟形町	0	0	0	高畠町	0	0	2
天童市	0	0	37	遊佐町	0	0	3	真室川町	0	0	0	川西町	0	0	0
東根市	0	2	19	計	2	29	125	大蔵村	0	0	0	小国町	0	0	1
尾花沢市	0	0	1					鮭川村	0	0	0	白鷹町	0	0	2
山辺町	1	8	5					戸沢村	0	0	0	飯豊町	0	0	0
中山町	0	2	4					計	0	0	2	計	0	7	19
河北町	0	1	14												
西川町	0	0	0												
朝日町	0	0	0												
大江町	0	0	12												
大石田町	0	0	4												
計	4	33	417												

※直近1週間：5/1(土)~5/7(金)

	5/7	直近1週間	4月
4地域合計	6	69	563
県外等	0	1	2

県内累計感染者数 (R2.3~R3.5)	
感染者数	1,583

3 入院状況等 (5/7 現在)

入院状況

病院名	病床数 (うち重症者用病床数)	現在の入院患者数	病床占有率
県立中央病院	47床 (8)	16人	34.0%
山形大学附属病院	27床 (6)	4人	14.8%
県立河北病院	6床 (0)	4人	66.7%
県立新庄病院	9床 (0)	0人	0.0%
公立置賜総合病院	34床 (4)	8人	23.5%
日本海総合病院	41床 (8)	18人	43.9%
その他	73床 (0)	26人	35.6%
合計	237床 (26)	76人	32.1%
確保病床以外	-	4人	-

療養者の内訳

入院者数(うち重症者数)	80人 (3人)
宿泊療養者数	28人
在宅療養者数	20人
調整中	5人

※感染症指定医療機関及び重症者用病床を確保している医療機関のみ病院名を公表  
 県立中央病院の病床について暫定的に増床中

# 新規感染者数の推移

令和3年5月7日  
山形県防災くらし安心部

		4/8 (木)	4/9 (金)	4/10 (土)	4/11 (日)	4/12 (月)	4/13 (火)	4/14 (水)	4/15 (木)	4/16 (金)	4/17 (土)	4/18 (日)	4/19 (月)	4/20 (火)	4/21 (水)	4/22 (木)	4/23 (金)	4/24 (土)	4/25 (日)	4/26 (月)	4/27 (火)	4/28 (水)	4/29 (木)	4/30 (金)	5/1 (土)	5/2 (日)	5/3 (月)	5/4 (火)	5/5 (水)	5/6 (木)	5/7 (金)	
新規 感染者数	全県	23	24	33	11	28	17	16	30	19	16	8	18	12	20	9	21	12	18	19	7	20	17	9	10	7	8	12	21	6	6	
	鶴岡市							1	3	1							13	6	9	11	1	16	13	4	1	3	1		16		1	
	村山地域	20	21	33	10	28	16	15	25	12	15	5	10	11	13	4	7	6	2	7	5	2	2	3	9	1	6	7	2	4	4	
	最上地域																															
	置賜地域	3	2		1					1					1							1	1				1		4	1	2	
庄内地域		1				1	1	5	6	1	3	8	1	6	5	14	6	16	12	1	17	15	6	1	5	2	1	18		2		
直近1週間の 新規 感染者数	全県	157	158	174	164	173	165	152	159	154	137	134	124	119	123	102	104	100	110	111	106	106	114	102	100	89	78	83	84	73	70	
	鶴岡市							1	4	5	5	5	5	4	1	13	19	28	39	40	56	69	60	55	49	39	38	38	25	22		
	村山地域	145	145	162	151	160	153	143	148	139	121	116	98	93	91	70	65	56	53	50	44	33	31	27	30	29	28	30	30	32	33	
	最上地域	2	2	2	2	2																										
	置賜地域	10	10	9	10	10	10	6	3	2	2	1	1	1	2	2	1	1	1	1	2	2	2	2	2	3	3	6	6	8	8	
庄内地域		1	1	1	1	2	3	8	13	14	17	25	25	30	30	38	43	56	60	60	71	81	73	68	57	47	47	48	33	29		
直近1週間の 新規 感染者数 (人口10万人 当たり)	全県	14.56	14.66	16.14	15.21	16.05	15.31	14.10	14.75	14.29	12.71	12.43	11.50	11.04	11.41	9.46	9.65	9.28	10.20	10.30	9.83	9.83	10.58	9.46	9.28	8.26	7.24	7.70	7.79	6.77	6.49	
	鶴岡市							0.81	3.23	4.03	4.03	4.03	4.03	4.03	3.23	0.81	10.48	15.32	22.58	31.45	32.26	45.16	55.65	48.39	44.35	39.52	31.45	30.65	30.65	20.16	17.74	
	村山地域	27.00	27.00	30.17	28.12	29.80	28.49	26.63	27.56	25.88	22.53	21.60	18.25	17.32	16.95	13.04	12.10	10.43	9.87	9.31	8.19	6.15	5.77	5.03	5.59	5.40	5.21	5.59	5.59	5.96	6.15	
	最上地域	2.74	2.74	2.74	2.74	2.74																										
	置賜地域	4.90	4.90	4.41	4.90	4.90	4.90	2.94	1.47	0.98	0.98	0.49	0.49	0.49	0.98	0.98	0.49	0.49	0.49	0.49	0.98	0.98	0.98	0.98	0.98	1.47	1.47	2.94	2.94	3.92	3.92	
庄内地域		0.38	0.38	0.38	0.38	0.75	1.13	3.01	4.89	5.26	6.39	9.40	9.40	11.28	11.28	14.29	16.17	21.05	22.56	22.56	26.69	30.45	27.44	25.56	21.43	17.67	17.67	18.05	12.41	10.90		

## ■ 鶴岡市 感染経路不明者の状況

		4/8 (木)	4/9 (金)	4/10 (土)	4/11 (日)	4/12 (月)	4/13 (火)	4/14 (水)	4/15 (木)	4/16 (金)	4/17 (土)	4/18 (日)	4/19 (月)	4/20 (火)	4/21 (水)	4/22 (木)	4/23 (金)	4/24 (土)	4/25 (日)	4/26 (月)	4/27 (火)	4/28 (水)	4/29 (木)	4/30 (金)	5/1 (土)	5/2 (日)	5/3 (月)	5/4 (火)	5/5 (水)	5/6 (木)	5/7 (金)
日単位	新規感染者数							1人	3人	1人							13人	6人	9人	11人	1人	16人	13人	4人	1人	3人	1人		16人		1人
	感染経路不明者数							0人	0人	1人							0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人		0人		調査中
一週間 累計	新規感染者数							1人	4人	5人	5人	5人	5人	4人	1人	13人	19人	28人	39人	40人	56人	69人	60人	55人	49人	39人	38人	38人	25人	22人	
	感染経路不明者数							0人	0人	0人	0人	1人	1人	1人	1人	1人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人
	感染経路不明割合							0%	0%	0%	0%	20%	20%	20%	25%	100%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%

## 鶴岡市新型コロナウイルス感染症に関する対応方針の改正概要について

### 1 趣 旨

市職員の出張の取扱いや中学校の部活動の対応、市有施設の飲酒行為禁止の取扱いについての変更に伴い、本市の対応方針を以下のとおり改正するもの。

### 2 対応方針の改正内容

#### (1) 市職員の出張等について

職員の公務出張に関しては、緊急事態宣言が発令されている都道府県、独自の緊急事態宣言が発令されている地域及びまん延防止等重点措置の対象区域への出張は原則行わないこととしております。

こうした中、感染力が強く重症化しやすいとされる変異株 N501Y 等が全国的に急拡大し、県内においても変異株の検出が増加するなど十分な警戒が必要とされております。そのため、会議等は、WEB会議などの徹底を図ることとするもの。

○改正前 会議等は、できる限りWEB会議などの活用を図ることとする。

○改正後 会議等は、WEB会議などの徹底を図ることとする。

#### (2) 中学校の部活動について

部活動については、令和3年4月29日から5月9日まで活動を停止することとしていたため、期間終了後の対応を記載したもの。

○改正前 令和3年4月29日から5月9日まで活動を停止

○改正後 自校のみの活動とし、他校との交流は5月17日から開始する。ただし、上位大会につながる大会等については、参加可能とする。また、感染防止対策として、活動前後の健康観察と手洗いの徹底、共有物品の消毒の徹底、激しい運動場面を除き可能な限りマスクを着用することとする。

#### (3) 飲酒行為を禁止する施設の期間延長について

飲酒行為を禁止する47施設について、政府の緊急事態宣言が延長されたことを踏まえ、次のとおり期間を延長するもの。

○改正前 4月26日～5月11日まで

○改正後 4月26日～5月31日まで（政府の緊急事態宣言期間）

「鶴岡市新型コロナウイルス感染症に関する対応方針について」の改正について  
(新旧対照表)

令和 3 年 5 月 7 日

NO.	該当頁	主な改正の趣旨	対応方針内容	
			現行 (令和 3 年 4 月 3 0 日付け)	改正案 (令和 3 年 5 月 7 日付け)
1	1 頁	時点修正	<p>〔趣旨〕 (略)</p> <p>今後、市内での感染症の発生状況や政府及び山形県の施策の動向に注視し、感染拡大防止と社会経済活動の継続のため、必要に応じ、本市の対応方針を改定することとする。</p>	<p>〔趣旨〕 (略)</p> <p>今後、市内での感染症の発生状況や政府及び山形県の施策の動向に注視し、感染拡大防止と社会経済活動の継続のため、必要に応じ、本市の対応方針を改定することとする。</p> <p><u>なお、本対応方針については、令和 3 年 5 月 1 0 日より施行する。</u></p>
1	2 頁	感染防止対策の変更に伴う改正	<p><b>1. 新しい生活様式の周知と実践等</b></p> <p>(1) 外出の自粛等 (別紙 1)</p> <p>(略)</p> <p>③市職員の出張等</p> <p>出張は、上記③と同様の対策を徹底するとともに、人混みを避けるなど十分な注意を払う。また、緊急事態宣言が発令されている都道府県及びまん延防止等重点措置の対象区域への出張は原則行わないとともに、2 週間以内に感染が確認されている地域での会議等は、<u>できる限り</u> WEB 会議などの<u>活用</u>を図ることとし、出張にあたっては市対策本部判定会議の承認を得る。</p> <p>また、東京事務所の取扱いについては、職員の日常の健康観察を徹底、十分に行い、江戸川区役所等との緊密な連携を図りながら、首都圏における感染拡大の状況により、交代勤務、開設時間の短縮及びテレワーク等を導入する。</p>	<p><b>1. 新しい生活様式の周知と実践等</b></p> <p>(1) 外出の自粛等 (別紙 1)</p> <p>(略)</p> <p>④市職員の出張等</p> <p>出張は、上記③と同様の対策を徹底するとともに、人混みを避けるなど十分な注意を払う。また、<u>感染力が高く重症化しやすいとされる変異株 N 5 0 1 Y 等が全国的に急拡大しており、県内においても変異株の検出が増加するなど十分な警戒が必要とされていることから</u>、緊急事態宣言が発令されている都道府県及びまん延防止等重点措置の対象区域への出張は原則行わないとともに、2 週間以内に感染が確認されている地域での会議等は、WEB 会議などの<u>徹底</u>を図ることとし、出張にあたっては市対策本部判定会議の承認を得る。</p> <p>また、東京事務所の取扱いについては、職員の日常の健康観察を徹底、十分に行い、江戸川区役所等との緊密な連携を図りながら、首都圏における感染拡大の状況により、交代勤務、開設時間の短縮及びテレワーク等を導入する。</p>

NO.	該当頁	主な改正の趣旨	対応方針内容	
			現行（令和3年4月30日付け）	改正案（令和3年5月7日付け）
3	3頁	感染防止対策の変更に伴う改正	<b>2. 小中学校等の取扱いについて</b> (1) (略) (2) 中学校の部活動については、 <u>令和3年4月29日から5月9日まで活動を停止する。</u>	<b>2. 小中学校等の取扱いについて</b> (1) (略) (2) 中学校の部活動については、 <u>自校のみの活動とし、他校との交流は5月17日から開始する。ただし、上位大会につながる大会等については、参加可能とする。</u> <u>また、感染防止対策として、活動前後の健康観察と手洗いの徹底、共有物品の消毒の徹底、激しい運動場面を除き可能な限りマスクを着用することとする。</u>
4	3頁	政府の緊急事態宣言の延長に伴う改正	<b>3. 市が所管する施設の取扱いについて</b> (1) (略) (2) (略) また、市が所管する別紙7に掲載する施設については、令和3年4月26日より5月 <u>11</u> 日まで飲酒行為を禁止する。なお、持ち帰りについてはこの限りではない。	<b>3. 市が所管する施設の取扱いについて</b> (1) (略) (2) (略) また、市が所管する別紙7に掲載する施設については、令和3年4月26日より5月 <u>31</u> 日まで飲酒行為を禁止する。なお、持ち帰りについてはこの限りではない。

以上

## 鶴岡市新型コロナウイルス感染症に関する対応方針について

令和 3 年 5 月 7 日 改正

鶴岡市新型コロナウイルス感染症対策本部決定

### 〔趣 旨〕

新型コロナウイルス感染症への対応については、これまで政府の対策本部や専門家会議等の考え方を踏まえ、市対策本部において方針を定め対応してきたところである。

本市においては、令和 2 年 4 月 6 日に 1 例目が発生し、これまでの本市の対応としては、「三つの密の回避」や基本的な感染対策の徹底、新しい生活様式の定着を進めるとともに、政府、山形県と連携した各種対策、支援策を講じてきた。

今後、市内での感染症の発生状況や政府及び山形県の施策の動向に注視し、感染拡大防止と社会経済活動の継続のため、必要に応じ、本市の対応方針を改定することとする。

なお、本対応方針については、令和 3 年 5 月 1 0 日より施行する。

### 〔対応の基本方針〕

#### 1. 新しい生活様式の周知と実践等

政府の専門家会議においては、市民一人ひとりの「新しい生活様式」の徹底等による行動変容への協力により、「次なる波」をできる限り小さくすることが求められている。

##### (1) 外出の自粛等（別紙 1）

###### ①市民の外出行動

鶴岡市全域で不要不急の外出や移動は、控える。特に混雑する時間帯や混雑する場所へは行かない。

###### ②帰省等について

県境をまたぐ帰省や法事などの移動は、控える。

ご家族やご親族に、体調が悪い時の帰省や、感染が多い地域からの帰省は控え、電話やオンライン帰省を活用するよう伝える。

###### ③市民への周知

国内では、依然として感染が発生している地域もあることから、そうした地域への移動に際しては、マスクの着用や手指消毒などをはじめとした「新



しい生活様式」の実践に十分留意するよう市民に周知を図る。

また、観光をはじめとした来訪者の受入体制についても、同様の感染防止対策を講じるよう周知を図る。

さらに、市内での感染拡大防止のため、発熱や咳、味覚障害等の症状がある場合は、軽い症状であっても、仕事や外出の自粛をお願いし、早めにかかりつけの医療機関等へ相談いただくよう啓発する。

特に、高齢者や基礎疾患をお持ちの方へは、人混みの回避、マスク着用の徹底、飲酒を伴う会食の自粛についてお願いする。

仕事は、できる限りテレワークやオンラインを活用するよう啓発する。

#### ④市職員の出張等

出張は、上記③と同様の対策を徹底するとともに、人混みを避けるなど十分な注意を払う。また、感染力が高く重症化しやすいとされる変異株N501Y等が全国的に急拡大しており、県内においても変異株の検出が増加するなど十分な警戒が必要とされていることから、緊急事態宣言が発令されている都道府県及びまん延防止等重点措置の対象区域への出張は原則行わないとともに、2週間以内に感染が確認されている地域での会議等は、WEB会議などの徹底を図ることとし、出張にあたっては市対策本部判定会議の承認を得る。

また、東京事務所の取扱いについては、職員の日常の健康観察を徹底、十分に行い、江戸川区役所等との緊密な連携を図りながら、首都圏における感染拡大の状況により、交代勤務、開設時間の短縮及びテレワーク等を導入する。

## (2) 新しい生活様式の徹底

「新しい生活様式」の実践に向け、市役所内に副市長を委員長とする「新しい生活様式普及推進委員会」を設置し、基本的感染防止対策や市民へのわかりやすい情報発信等に取り組む。

市民に対し、感染防止の三つの基本である①身体的距離の確保、②マスクの着用、③手洗いなど、別紙2-1の「新しい生活様式の実践例」、「熱中症予防行動」に加え、感染リスクが高まる「5つの場面」(別紙2-2)と「感染リスクを下げながら会食を楽しむ工夫」(別紙2-3)について周知を図る。

また、別途策定される業種ごとの感染拡大予防ガイドラインについて、関係団体と協力し周知を図る。

## 2. 小中学校等の取扱いについて

市内における新型コロナウイルス感染症の新たな感染者の状況や文部科

学省及び県教育委員会の通知等を踏まえ、基本的な感染症対策に加え、「3つの密」を避けるために、身体的距離の確保といった「新しい生活様式」を徹底しながら学校における教育活動を持続的に行う。

(1) 学校設置者は、学校関係者に感染者や濃厚接触者が確認された場合、その他感染拡大の防止の観点から必要な措置を講じることが適当と認められる場合には、保健所と相談のうえ、必要に応じて学校の全部又は一部の臨時休業や消毒等の対策を講じる。臨時休業を実施した場合、学校関係者のPCR検査の結果等によって安全が確認された場合には、学校を再開する。

(2) 中学校の部活動については、自校のみの活動とし、他校との交流は5月17日から開始する。ただし、上位大会につながる大会等については、参加可能とする。

また、感染防止対策として、活動前後の健康観察と手洗いの徹底、共有物品の消毒の徹底、激しい運動場面を除き可能な限りマスクを着用することとする。

### 3. 市が所管する施設の取扱いについて

(1) 市が所管する施設におけるイベント等の取扱いについては、「4. 本市におけるイベント等の取扱いについて」のとおりとする。

(2) コミセンなど市が所管する施設での飲食の取扱いについては、当面、別紙4のとおり、参加者の配置や間隔、換気に留意するとともに、料理は大皿を避けて個々に提供するなど、食事の際に求められる感染防止対策やテイクアウトの利用などの対策を十分行った上で実施するよう市民に周知を図る。

また、市が所管する別紙7に掲載する施設については、令和3年4月26日より5月31日まで飲酒行為を禁止する。なお、持ち帰りについてはこの限りではない。

### 4. 本市におけるイベント等の取扱いについて

(1) 本市におけるイベント等の取扱いについては、令和3年4月30日付けで改正された、別紙5の山形県対策本部決定の「イベント等の開催に関する基本方針」のとおりとする。

- (2) なお、実施に疑義のあるイベント等については、市対策本部判定会議において事前に審査を行う。

## 5. 感染拡大防止に向けた取組について

- (1) 新型コロナウイルス感染症拡大の早期防止のため、令和3年1月1日付けで健康福祉部内に新型コロナウイルスワクチン接種対策室を新たに設け、市民から幅広く予防接種への理解を得るとともに、適切かつ効率的に実施できるよう取組を行う。
- (2) 新型コロナウイルス感染症に関して、感染者や濃厚接触者、職場関係者、医療従事者、福祉施設関係者等、その家族等に対するいわれのない差別や偏見があってはならない。市は、新型コロナウイルス感染症についての正しい知識の普及に努めるとともに、市民の皆様からは、誰もが感染者になりうることを受け止めていただき、不確かな情報は広めないなど、思いやりを持って冷静な行動に努めていただくよう周知する。

## 6. 経済・生活等への影響に対する支援

新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、市内の幅広い業種において収入減少等の影響が生じており、これまで国や県の制度と連携しながら、市税等の徴収猶予・負担軽減、生活困窮者を含む生活再建の支援、中小企業等・農林水産分野への支援などの対策を実施してきた。

特に、令和2年3月から随時補正予算を編成し、市独自の支援策に積極的に取り組んでいる。

支援策は別紙6のとおり。

市民を対象にした市の「泊まって応援キャンペーン」については、国のGo Toトラベル事業の停止期間中においても継続して実施する。

引き続き、地域経済活動や市民生活に関する状況の把握に努め、あらゆる観点から市として可能な支援を実施する。

## 7. その他

特措法に基づく政府対策本部や県の動向に注視し、必要に応じ本指針の見直しを行う。

(改正履歴)

令和2年2月26日、令和2年2月28日、令和2年3月11日、令和2年3月27日、  
令和2年3月31日、令和2年4月3日、令和2年4月6日、令和2年4月8日、

令和2年4月14日、令和2年4月17日、令和2年4月24日、令和2年5月5日、  
令和2年5月8日、令和2年5月15日、令和2年5月22日、令和2年5月28日、  
令和2年6月17日、令和2年7月7日、令和2年7月30日、令和2年8月31日、  
令和2年9月18日、令和2年11月27日、令和2年11月30日、  
令和2年12月6日、令和2年12月10日、令和3年1月8日、令和3年2月4日、  
令和3年2月28日、令和3年3月5日、令和3年3月19日、令和3年3月23日、  
令和3年3月29日、令和3年4月6日、令和3年4月9日、令和3年4月12日、  
令和3年4月16日、令和3年4月26日、令和3年4月30日、令和3年5月7日

令和 3 年 5 月 7 日

職 員 各 位

総 務 部 長

新型コロナウイルス感染症拡大防止に係る職員の公務出張について

職員の公務出張に関しては、令和 3 年 4 月 9 日付け「新型コロナウイルス感染症関連の職員の勤務等の取扱いについて」において、緊急事態宣言が発令されている都道府県、独自の緊急事態宣言が発令されている地域及びまん延防止等重点措置の対象区域への出張は原則行わないこととして通知しております。

こうした中、感染力が高く重症化しやすいとされる変異株 N501Y 等が全国的に急拡大し、県内においても変異株の検出が増加するなど十分な警戒が必要とされております。そのため、出張や研修については主催者に WEB 会議での開催を要請するなどその活用の徹底を図り、必要な出張にあたっては市対策本部判定会議の承認を得るよう通知します。

令和 3 年 5 月 7 日

2021/05/07 対策本部会議資料

鶴岡市教育委員会

## 5 月 10 日(月)以降の部活動の再開について

このことについて、4月28日付通知にて、5月9日(日)までの活動停止を依頼していましたが、山形県教育委員会と協議の上、下記のように活動を再開することにしましたのでお知らせします。

### 記

#### 1 部活動の再開について

令和 3 年 5 月 1 0 日(月)より各校における部活動を再開する

#### 2 練習等を再開するにあたっての留意事項

- ・活動前後の健康観察と手洗いを徹底すること
- ・共有物品の消毒を徹底すること
- ・激しい運動場面を除き、可能な限りマスクを着用すること
- ・他校との交流は 5 月 17 日(月)以降から開始すること（ただし、上位大会につながる予選大会等への参加についてはこの限りではない。）

※なお、この措置は本市および田川地区内の感染状況によっては、変更もあり得る。

担当：鶴岡市教育委員会学校教育課

TEL0235-57-4864

令和 3 年 5 月 7 日

2021/05/07 対策本部会議資料

鶴岡市教育委員会

## 修学旅行の取扱について

このことについて、4 月 23 日付義教第 95 号を受けて、市教委から通知してありますが、連休明けの感染拡大の状況や、感染力が強いと言われる変異株 N501Y の発生が県内外で増加している状況、また、政府の緊急事態宣言が延長される見込みが公表されている状況を踏まえ、下記のように取扱こととしましたのでお知らせします。

### 記

#### 1 修学旅行先について

1 学期に予定されている修学旅行の目的地は原則県内とし、感染者が急激に増加している地域は除外すること。ただし、修学旅行の目的に照らしあわせ、目的地として適切な隣県等については、感染状況を注視して実施等を判断すること。

##### 【目的地から除外する地域】

- ・ 政府による緊急事態宣言の対象の地域
- ・ 政府による蔓延防止等重点措置の対象地域
- ・ 独自の緊急事態宣言の対象地域
- ・ 新規感染者が多く発生している地域

#### 2 留意事項

- ・ 現在行先を県外としている学校においては、市教委と相談の上、計画通りの実施、行き先や実施時期の変更、または、中止の判断をすること
- ・ 中止する場合でも、可能な限り代替となる行事を計画する等、配慮に努めること

#### 3 その他

4 月 1 日付文科省事務連絡「令和 3 年度における修学旅行等の実施に向けた配慮について」にもある通り、感染症対策の確実な実施や保護者などの理解・協力を前提に、可能な限り実施に向けて検討を進めること

担当：鶴岡市教育委員会学校教育課

TEL0235-57-4864

令和3年5月7日

各所属長様

危機管理監

## 市が所管する47施設における飲酒行為禁止の期間の延長について

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、令和3年4月26日より実施している本措置について、政府の緊急事態宣言が期間延長されたことに伴い、実施期間を下記のとおり延長いたしましたのでお知らせいたします。

貴課の主催事業の開催や市民への貸出し等の際には、当該事項を遵守いただくようお願いいたします。

なお、該当施設の管理を指定管理者等が行っている場合には当該指定管理者にも連絡いただくようお願いいたします。

### 記

#### 1 実施期間

- ・改正前 令和3年4月26日(月)～5月11日(火)まで
- ・改正後 令和3年4月26日(月)～5月31日(月)まで(政府の緊急事態宣言期間)

#### 2 制限内容 対象施設における飲酒行為の禁止

#### 3 対象施設 47施設(別添のとおり)

#### 4 留意事項

- (1) 今回の「飲酒行為の禁止」措置の期間延長は、政府の緊急事態宣言に連動し、全国的に感染拡大防止に取り組んでいること等を踏まえ、社会経済活動にも配慮しながら、特に感染リスクが高いとされている「飲酒」についてのみ制限を行うものであります。既に、延長期間において市民の予約がある場合は、持ち帰り等で対応いただくなど、感染防止対策はもとより、弁当・酒飯店等の市内事業者にも配慮した対応を促すようお願いいたします。
- (2) 実施期間において、酒類を持ち帰りする場合、当然ながら今回の「飲酒行為の禁止」には該当しません。酒類の持ち帰りを前提とする事業などについては、実施いただいで差し支えありません。

担当：防災安全課 岡部(内線199)



市が所管する施設の『飲酒行為を禁止』する施設  
(令和3年4月26日から5月31日まで)

NO.	施設名	住所	所管課
1	出羽庄内国際村	鶴岡市伊勢原町8-32	食文化創造都市推進課
2	第一学区コミュニティ防災センター	鶴岡市文園町1-63	コミュニティ推進課
3	第二学区コミュニティ防災センター	鶴岡市昭和町11-22	コミュニティ推進課
4	第三学区コミュニティセンター	鶴岡市泉町5-30	コミュニティ推進課
5	第四学区コミュニティセンター	鶴岡市稻生一丁目10-80	コミュニティ推進課
6	第五学区コミュニティ防災センター	鶴岡市宝町18-77	コミュニティ推進課
7	第六学区コミュニティ防災センター	鶴岡市みどり町22-28	コミュニティ推進課
8	斎コミュニティ防災センター	鶴岡市我老林字野中川原35-2	コミュニティ推進課
9	黄金コミュニティ防災センター	鶴岡市青龍寺字北内203-1	コミュニティ推進課
10	湯田川コミュニティセンター	鶴岡市藤沢字西側174-1	コミュニティ推進課
11	農村センター	鶴岡市矢馳字上矢馳258	コミュニティ推進課
12	京田コミュニティ防災センター	鶴岡市高田字下村336-1	コミュニティ推進課
13	栄コミュニティ防災センター	鶴岡市播磨字若松95-1	コミュニティ推進課
14	田川コミュニティセンター	鶴岡市田川字高田9	コミュニティ推進課
15	上郷コミュニティセンター	鶴岡市みずほ49-1	コミュニティ推進課
16	三瀬コミュニティセンター	鶴岡市三瀬字堅田138-8	コミュニティ推進課
17	小堅コミュニティセンター	鶴岡市小波渡字浜田43-2	コミュニティ推進課
18	由良コミュニティセンター	鶴岡市由良二丁目14-53	コミュニティ推進課
19	加茂コミュニティセンター	鶴岡市加茂字岩倉241-3	コミュニティ推進課
20	湯野浜コミュニティセンター	鶴岡市湯野浜一丁目1-7	コミュニティ推進課
21	大山コミュニティセンター	鶴岡市友江町23-71	コミュニティ推進課
22	西郷地区農林活性化センター	鶴岡市下川字龍花1-1	コミュニティ推進課
23	総合保健福祉センターにこふる	鶴岡市泉町5-30	健康課
24	マリカ西館（市民ホール・会議室）	鶴岡市末広町5-1	商工課
25	勤労者会館	鶴岡市泉町8番57号	商工課
26	藤島地区地域活動センター	鶴岡市藤島字笹花73	藤島庁舎総務企画課
27	東栄地区地域活動センター	鶴岡市蛸井興屋字水尻26-2	藤島庁舎総務企画課
28	八栄島地区地域活動センター	鶴岡市八色木字西野102-4	藤島庁舎総務企画課
29	長沼地区地域活動センター	鶴岡市長沼字宮前164	藤島庁舎総務企画課

市が所管する施設の『飲酒行為を禁止』する施設  
(令和3年4月26日から5月31日まで)

NO.	施設名	住所	所管課
30	渡前地区地域活動センター	鶴岡市渡前字中屋敷28	藤島庁舎総務企画課
31	藤島ふれあいセンター	鶴岡市字古楯跡94番地1	藤島庁舎市民福祉課
32	手向地区地域活動センター	鶴岡市羽黒町手向字黒沢31番地1	羽黒庁舎総務企画課
33	泉地区地域活動センター	鶴岡市羽黒町荒川字谷地堰11番地1	羽黒庁舎総務企画課
34	広瀬地区地域活動センター	鶴岡市羽黒町後田字下田元237番地	羽黒庁舎総務企画課
35	羽黒第四地区地域活動センター	鶴岡市羽黒町上野新田字式反割1番地2	羽黒庁舎総務企画課
36	羽黒コミュニティセンター	鶴岡市荒川字谷地堰28	羽黒庁舎総務企画課
37	黒川能の里王祇会館	鶴岡市黒川字宮の下253番地	榎引庁舎総務企画課
38	榎引生涯学習センター	鶴岡市上山添字文栄90番地	榎引庁舎総務企画課
39	高齢者活動センター	鶴岡市三千刈藤掛1番地	榎引庁舎市民福祉課
40	朝日中央コミュニティセンター	鶴岡市下名川字落合220番地	朝日庁舎総務企画課
41	朝日南部コミュニティセンター	鶴岡市上田沢字船渡3番地14	朝日庁舎総務企画課
42	大網地区地域交流センター	鶴岡市大網字興屋38番地6	朝日庁舎総務企画課
43	ふっくら	鶴岡市熊出字東村156	朝日庁舎市民福祉課
44	温海ふれあいセンター	鶴岡市温海戊577-1	温海庁舎総務企画課
45	温海温泉林業センター	鶴岡市湯温海湯之里88-7	温海庁舎総務企画課
46	鶴岡斎場	鶴岡市伊勢原町12-81	市民課
47	藤島斎場	鶴岡市古郡字道橋246	藤島庁舎市民福祉課

## 山形県と鶴岡市の合同要請

鶴岡市内の高等学校におけるクラスターの発生等により、新規感染者数が急激に増加し、医療提供体制のひっ迫が懸念されることから、県と鶴岡市が鶴岡市民に対して合同で要請を行います。

### 1 基本的な感染拡大防止対策の徹底

感染のリスクが常に身の回りにあるという意識を持ち、正しいマスクの着用や、こまめな手洗い、消毒、3つの密を避けるなど、基本的な感染防止対策を徹底してください。

### 2 外出・部活動・帰省等について

- ① 鶴岡市全域で不要不急の外出や移動は、控えてください。
- ② 特に混雑する時間帯や混雑する場所へは行かないでください。
- ③ 鶴岡市内に所在する中学校及び高等学校の部活動においては、他校等との交流や合宿等宿泊を伴う活動は控えてください。

ただし、5月10日以降は、大会直前の生徒（選手）の健康状態を確認したうえで、上位大会につながる大会に限り、参加を可能とします。

- ④ 県境をまたぐ帰省や法事などの移動は、控えてください。
- ⑤ ご家族やご親族に、体調が悪い時の帰省や、感染が多い地域からの帰省は控え、電話やオンライン帰省を活用するようお伝えください。
- ⑥ 仕事は、できる限りテレワークやオンラインを活用してください。

令和3年4月26日

※令和3年5月7日に下線部分を追記

山形県知事 吉村 美栄子  
鶴岡市長 皆川 治